

令和7年3月1日

東庄町教育委員会

休日の部活動が地域の活動へ移行されます

令和4年12月に、スポーツ庁並びに文化庁から、「休日の学校部活動」を地域に移行する方針が示されました。

これを受けて、東庄町では、町のスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会等の御協力を得ながら、中学生が休日に幅広く活動することができる環境づくりを進めています。

部活動の地域移行（地域展開）とは？

これまで中学校の部活動は、教員が担当してきましたが、地域や保護者の方、地域クラブや団体の指導者に担当していただくことです。

なぜ部活動を地域移行（地域展開）するのか？

少子化による生徒数の減少から、部活動の数が減少し、やりたい部活動がなかったり、部員が足りず、団体種目等で試合に出場できなかったりするなど、学校部活動の継続が難しくなっています。また、自分のペースで自由に活動できる環境が必要とされているからです。

学校部活動と地域クラブ活動のおもな違い

	学校部活動	地域クラブ活動
運 営	学校	地域のスポーツ・文化・芸術団体等
指 導 者	教員 部活動指導員	地域の指導者等
活動場所	学校施設	社会施設・学校施設
活動単位	学校単位等	単一学校に限らない（合同チーム）
保 険	学校の保険	一般の保険等

休日の移行のイメージ（パターン例）

平 日

学校での部活動

休 日

- ①平日部活動とは異なるクラブの種目に参加
- ②平日の部活動と同じクラブの種目に参加
- ③他の地域のクラブの種目に参加

休日の部活動地域移行 Q&A

Q 地域クラブ活動は、学校部活動との違いは？

A 学校部活動では、指導者が学校の顧問（教員・部活動指導員）であるのに対して、地域クラブ活動は、地域の指導者（保護者の方を含めた）が担います。また、地域クラブへの参加は、任意であり、平日の部活動と違う種目や活動をすることが可能です。

Q 東庄町では、現在休日の部活動地域移行は、どのような状況か？

A 現在、卓球が、休日月4回の内、2回は部活動として、2回は地域クラブとして活動を行っています。休日に大会がある場合は、教員が引率しています。他の部活動も、地域の方や保護者の方の御協力が得られたところから、地域クラブへと移行していく予定です。また、町のスポーツ協会、スポーツ少年団、文化協会等の各団体の御協力により、平日及び休日に中学生の活動を支援していただいているクラブ団体もあります。団体のリストは、中学生に配布済みです。

Q 活動の費用は？

A 国のガイドラインでは、活動費用は受益者負担（活動する人が負担する）を想定しています。基本的に、活動する団体・クラブに応じた登録費や会費を支払うことになります。

Q けがをした時、けがをさせた時の保障は？

A 地域クラブ活動は、学校の管理下ではないため、日本スポーツ振興センターの保険適用外です。町の子ども医療費助成は、自身のけがは適用されますが、他人にけがをさせた場合は、対象外です。新たに保険に入ることをお勧めします。（800円程度）クラブの方と確認をしてください。現在医療・傷害保険等に参加している場合は、補償内容を確認してください。

Q 地域クラブの運営の責任は？

A 地域クラブ（団体）の担当の方が責任をもって行います。管理主体は、学校ではありません。

地域クラブの指導者として関心のある方は、東庄町教育委員会までお問い合わせください。